

## 緊急時対策支援システム（ERSS）伝送データの一部誤りについて

### 《事象の概要》

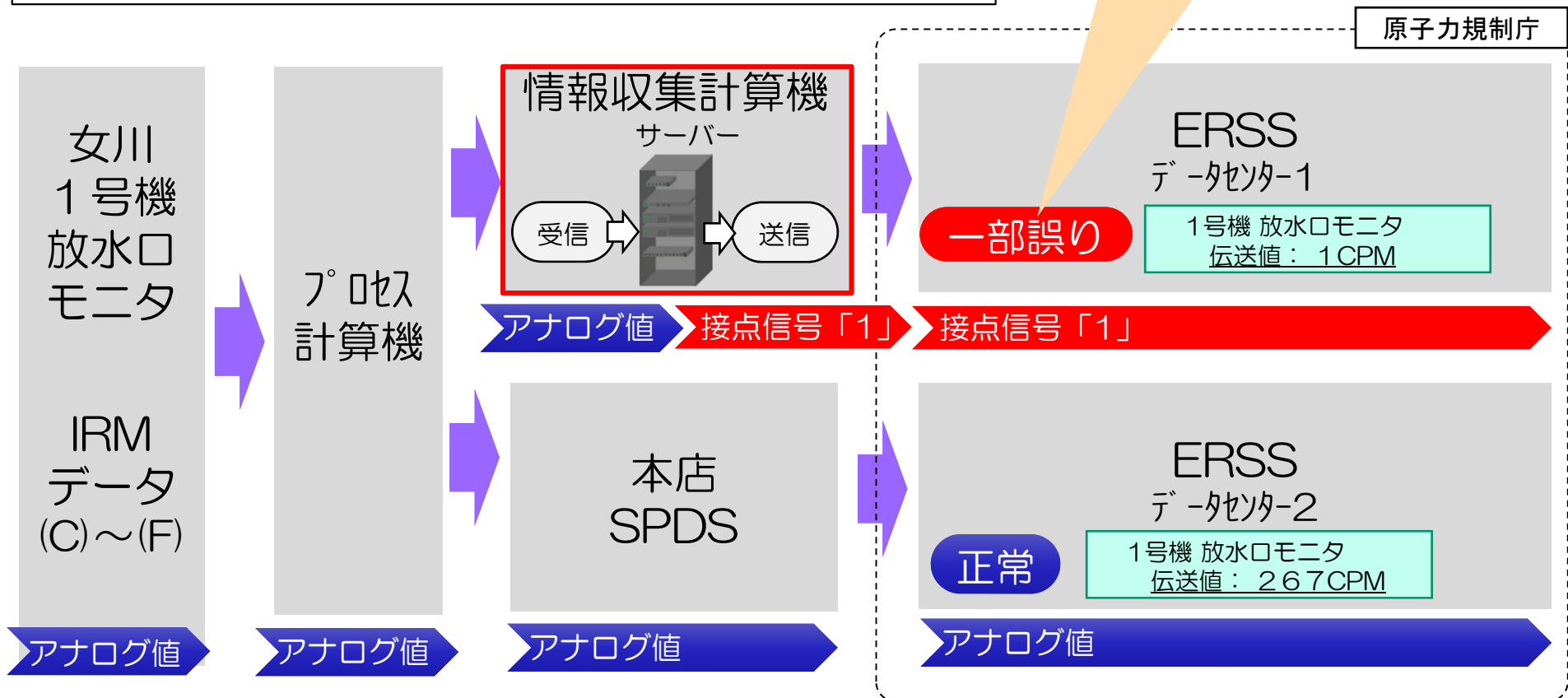
女川原子力発電所から原子力規制庁へ伝送しているERSS常時伝送データのうち、ERSSデータセンター1側のデータの一部（1号機のデータ5点）に誤りがあることを確認した。

本来アナログ値が伝送されるどころ、接点信号（1または0）が伝送されており、伝送プログラムの一部に誤りがあることを確認した。

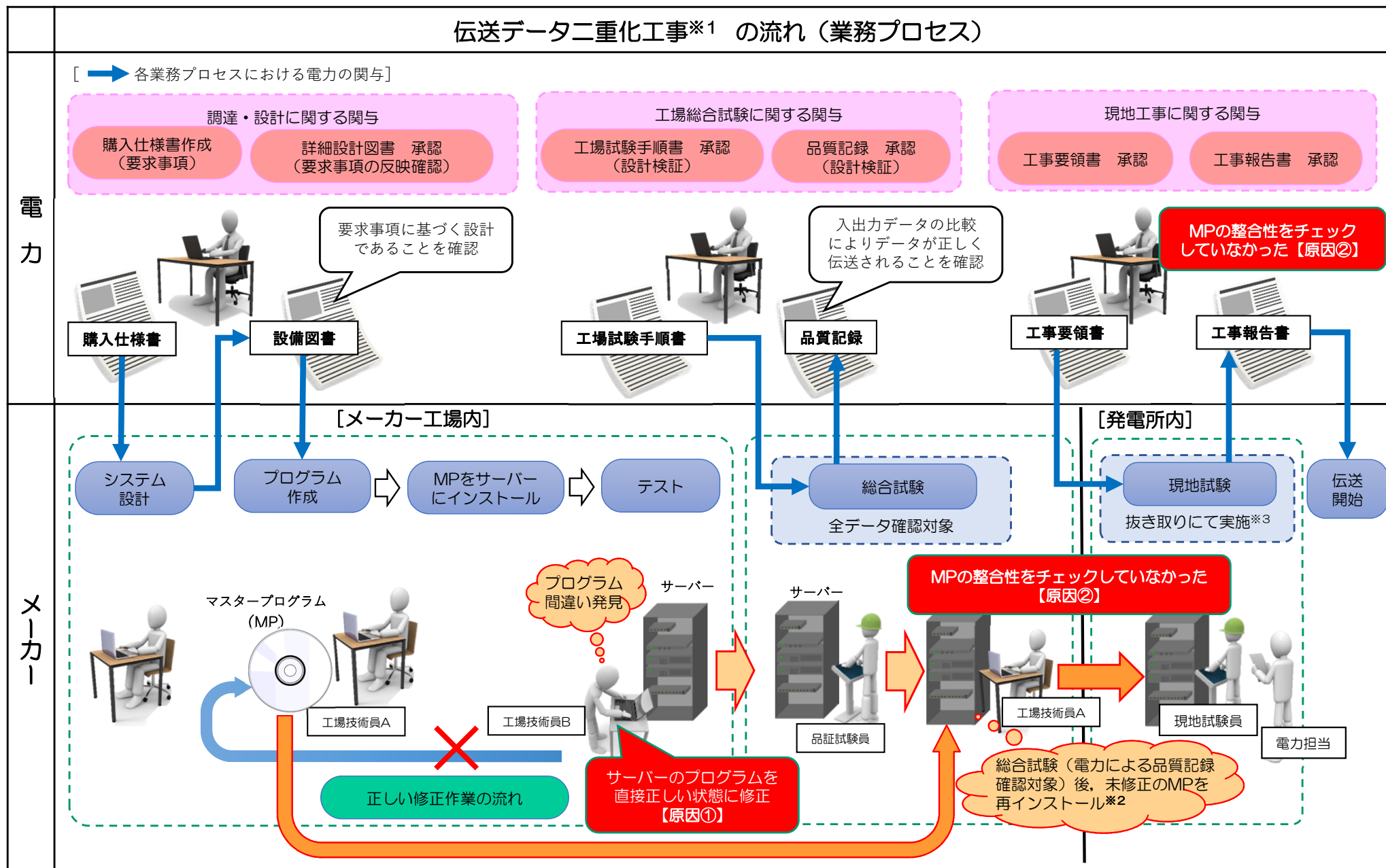
なお、誤りがあるのはデータセンター1側のみで、データセンター2側は正しい値が伝送されている。また女川2・3号及び東通1号の伝送データに誤りがないことを確認した。

### データ誤り伝送項目

- (1) 1号機 放水口モニタ
- (2) 1号機 IRM(C)レベル
- (3) 1号機 IRM(D)レベル
- (4) 1号機 IRM(E)レベル
- (5) 1号機 IRM(F)レベル



# 女川原子力発電所におけるERSS伝送データの一部誤りに係る原因と対策について (1/2)



※1 プラントデータを、本店サーバー経由で送付するルートと、発電所の情報収集計算機を経由して送付するルートの計2ルートを確認

※2 テスト・総合試験において、各種操作を実施していることから、プログラムをリフレッシュ（初期状態）させるために実施

※3 プロセス計算機から情報収集計算機へのインプットデータについては抜き取りにより、情報収集計算機からERSSへのアウトプットデータについては全数の確認を実施

女川原子力発電所におけるERSS伝送データの一部誤りに係る原因と対策について（2/2）

	原因	対策	
		メーカー	電力
①	プログラムの修正が必要となった際、本来マスタープログラムを修正すべきところ、直接サーバーのプログラムを修正した。	直接サーバーのプログラムを修正できないよう、システム上のアクセス制限を設ける。	現地試験時、総合試験で確認したものと 同じプログラムを用いた製品であることを 確認する。
②	マスタープログラムを再インストールする際、サーバー内プログラムとマスタープログラムの整合性をチェックする方法がなかった。	総合試験で使用したサーバーのプログラムとマスタープログラムが同一でなければ再インストールできないようシステムを改造する。	